

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第628号 平成25年10月18日

北海道初のいじめ防止条例

9月28日、「いじめ防止対策推進法」が施行されましたが、いじめに対する具体的な対処方針を定める「いじめ防止基本方針」は、取り纏めを行っている有識者会議での意見が纏まらず、先送りされたままとなっています。

道教委でも「いじめ防止条例」の制定に向け検討を進めていますが、国の対処方針の策定が遅れている為、条例制定の作業も遅れている様です。

こうした中、道南の知内町では今年の6月に「子どものいじめ防止に関する条例」が制定され、7月1日から施行されています。道外では小野市等が独自のいじめ防止条例を制定していますが、道内では知内町の条例が第1号となります。

この「子どものいじめ防止に関する条例」について知内町では、国の動向を注視しつつも、いじめ問題を「地域全体の問題と認識させることと知内町がいじめ防止を率先して取り組んでいくというメッセージを発信するため」に国に先駆けて制定する事にしたとしており、いじめ防止に向けた並々ならぬ決意の程を感じます。

そうした危機感の背景には、大津市における男子中学生の自殺事件等を契機としていじめが大きな社会問題となっている事に加え、平成24年4月に行われた調査の際、知内町の子ども達は、「いじめは、どんな理由があってもいけないことと思う」との問いかけに、「当てはまる」との回答は小学6年生は94.2%、中学3年生は75.0%と100%ではなかった事が大きかったようです。

「子どものいじめ防止に関する条例」は町や教育委員会、学校、更には保護者の責務、子どもや町民等の役割、いじめ防止委員会の設置等について規定しています。

条例は17条と少なく、条文も平易で分かり易い内容となっていますが、特に注目されるのは保護者の役割に関する規定で、第6条には

- ・保護者は、子どもに対し「いいこと、悪いこと」の価値基準を教えることに努めること（下線筆者）。
- ・保護者は、子どもと対話し、意思の疎通を図るとともに、明るい家庭づくりに努めること。
- ・保護者は、携帯電話等情報端末の利用に関し、時間制限などの情報環境を適切に管理すること。

と規定されています。

保護者の役割について、例えば小野市の「いじめ等防止条例」を見ると

(家庭の役割)

第8条 1 父母その他の保護者は、子どもの豊かな人間性を育むために、基本的な生活習慣、社会の決まり等を身に付けさせる役割を果たさなければならない（下線筆者）。

2 家族は、明るい家庭づくりのために、いじめ等を正しく認識するとともに、家庭内における意思の疎通を図り、お互いを認め合ってよりよい人間関係を築くようにしなければならない。

と規定されています。

2つの条例を対比すると、条例が期待している事は恐らく同じだと思いますが、表現に大きな違いのある事が分かります。

小野市の条例では包括的な保護者の役割は分かりますが、具体的にどうしたら良いのか迄は規定されていません。それに対して知内町の条例は価値基準を子ども達に教えるよう、直截に求めています。

戦後教育は、今でも道徳教育に反対する教師が存在する様に、「価値基準を教える」事に後ろ向きであったといわざるを得ません。

「いいこと、悪いこと」の価値基準を教えられずに育った子どもは、糸の切れた凧も同然だと思います。

「いいこと、悪いこと」を判断し、行動出来る様に育てる事は、その子が1人の人間として社会で自立して生きて行く上で極めて重要であり、知内町の条例はその事を踏まえた上で、保護者の役割を明記したのだと思っています。

私が子どもの頃は、親から「何は良くで、何は悪い事なのか」事ある毎に聞かされて育った様に記憶しています。普段の生活の中から、折々に話してくれる親の言葉は、長ずるに従い心の中に染み込んで、少なからず行動する上での規範となっています。

私は亡き母から、しばしば「天知る、地知る、己知る」という言葉を聞かされて育ちました。この言葉は、「陰に隠れて悪い事をした時、誰にも知られていない様に思っても、天と地、そして自分自身は自分の不正を知っている。他人は誤魔化せても自分は誤魔化せないのだから、絶対に悪い事はするな」という程の意味だと理解しています。もっとも、自分の人生を振り返って天に恥ずる事がないかと問われれば、赤面する事ばかりなのですが。（塾頭：吉田 洋一）